

職場意識改善助成金・無期転換ルール セミナー

主催：福島県社会保険労務士会 いわき支部

平成29年11月1日（水）【参加費 無料】

開催時間：13:30～16:00（会場受付13:15～）

**開催場所：いわき産業創造館 セミナー室B 定員30名（先着順）
いわき市平字田町120番地 LATOV 6階**

**第1部：働き方改革実行計画における助成金の活用 ----- 13:40～14:40
講師：福島労働局 雇用環境・均等室 担当者 様**

平成29年3月に「働き方改革実現会議（議長：内閣総理大臣）」で決定された「働き方改革実行計画」において、時間外労働の上限規制の導入のほか、勤務間インターバル制度の普及促進やテレワークの導入支援など、働き方改革の実現に向けた取組みが示されました。

中小企業事業主の皆様においても、労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進等の働き方改革に、積極的に取り組んでいただく必要がありますが、その際、職場意識改善助成金を活用することも可能です。

本セミナーでは、福島労働局 雇用環境・均等室の担当者より、職場意識改善助成金のポイント及び注意点についてご説明いただきます。

**第2部：はじまります、「無期転換ルール」 ----- 14:50～15:50
講師：福島県社会保険労務士会 いわき支部 社会保険労務士**

平成30年4月1日の労働契約の無期転換ルールの本格的な適用開始まで、いよいよ半年を切りました。

定年退職後継続雇用者（嘱託社員）を始めとする有期雇用労働者を今後どのように取り扱うか、あるいは、「無期転換ルール」によって生じる様々な矛盾をどのように解決・処置するかについて、遅くとも今年中には会社としての方針を決め、運用方法を整備しておく必要があります。

本セミナーでは、福島県社会保険労務士会いわき支部の社会保険労務士により、定年退職後継続雇用者の無期転換ルールの特例とその手続き等についてご説明いたします。

第3部：社会保険労務士による個別相談会 ----- 16:00～16:50

セミナー内容に限らず、社会保険や雇用保険の手続き、就業規則改定、助成金、労務管理等について、個別相談会を行います。個別相談会への参加をご希望の場合は、裏面の申込書にその旨ご記入ください。



～申込み・お問い合わせは、裏面をご覧ください。～

【申込み】 FAX : 0246-27-5900 Mail : iitaka-info@citrus.ocn.ne.jp

「職場意識改善助成金・無期転換ルール セミナー」

受講申込書

※本用紙を、FAXまたはメールにてお送りくださいますようお願いいたします。

【お申込者様】

平成 29 年 10 月 日

会社名:		
部署:	役職	フリガナ 氏名
部署:	役職	フリガナ 氏名
部署:	役職	フリガナ 氏名
〒 所在地:		
TEL:	FAX:	Mail:
<input type="checkbox"/> 個別相談会での相談を希望する（希望される場合は <input checked="" type="checkbox"/>) （相談したい内容）		

※個人情報保護法に定義される個人情報に該当する部分は、当支部において実施するセミナーの事業で使用させていただきます。当該個人情報の第三者への提供または開示はいたしません。ただし、お申込者様の同意がある場合及び、法令に基づき要請された場合については、当該個人情報を提供できるものといたします。

申込先 お問い合わせ・	福島県社会保険労務士会 いわき支部 研修担当 飯高 昌男（いいたか まさお） TEL : 0246-27-5577 FAX : 0246-27-5900 Mail : iitaka-info@citrus.ocn.ne.jp	申込期限	10月20日(金)
----------------	--	------	-----------